

平成 26 年度第 1 回 液化石油ガス器具等関係基準分科会議事録  
(案)

I. 日時：平成 27 年 2 月 12 日(木) 10:00～12:00

II. 場所：高圧ガス保安協会 会議室 3

III. 出席者(敬称略、順不同)

主査：小川

委員：渡邊、内倉、増田、北條

事務局(KHK)：北出、狩野

オブザーバー：大岩、川島、山下(日本ガスメーター工業会)

IV. 配布資料

資料 1 液化石油ガス器具等関係基準分科会及び解釈専門分科会 委員名簿

資料 2 平成 21 年度第 1 回 液化石油ガス器具等関係基準分科会 議事録(案)

資料 3 液化石油ガス器具等関係基準の改正について

資料 4-1 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E型・EB型)技術基準(KHKS0741)及び液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E4 型)技術基準(KHKS0743)の改正について

資料 4-2 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E型・EB型)技術基準(KHKS0741)改正案 新旧対照表

資料 4-3 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E4 型)技術基準(KHKS0743)改正案 新旧対照表

資料 5-1 液化石油ガス屋内用ガス栓用ゴムキャップ基準(KHKS0712)の改正について

資料 5-2 液化石油ガス屋内用ガス栓用ゴムキャップ基準(KHKS0712)改正案 新旧対照表

資料 6-1 調整器基準(KHKS0735)の改正について

資料 6-2 調整器基準(KHKS0735)改正案 新旧対照表

資料 7-1 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース基準(KHKS0736)の改正について

資料 7-2 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース基準(KHKS0736)改正案 新旧対照表

参考資料 液化石油ガス分野技術基準 3ヶ年計画(平成 26～28 年度)

V. 議事

1. 事務局挨拶

開催に先立ち、事務局より挨拶があった。

2. 定足数の報告

事務局から、本日の出席委員は 5 名(1 名欠席)であることを報告し、規格委員会規程第 14 条第 1 項(技術基準策定手順書第 12 条 5 号)で定める分科会の定足数を満たしていることを確認した。

### 3. 副主査指名

平成26年9月1日に開催された液化石油ガス規格委員会にて、坪井委員長より液化石油ガス器具等関係基準分科会の主査に小川委員が指名されていることを事務局より報告した後に、規格委員会規程第16条第6項に基づき、主査が渡邊委員を副主査に指名し、渡邊委員はこれを受けた。

### 4. 主査挨拶

議事の審議に先立ち、主査より挨拶があった。

### 5. 前回議事録(案)の確認について

「資料2 平成21年度第1回液化石油ガス器具等関係基準分科会議事録(案)」について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員5名全員の賛成)により可決された。

### 6. 液化石油ガス器具等関係基準の改正について

事務局より、資料3及び参考資料により今般の液化石油ガス器具等関係基準の改正状況についての説明があった。

### 7. 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E型・EB型)技術基準(KHKS0741)及び液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E4型)技術基準(KHKS0743)の改正について

事務局より資料4-1、資料4-2及び資料4-3を用いて、液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E型・EB型)技術基準(KHKS0741)及び液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E4型)技術基準(KHKS0743)の改正についての説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員5名全員の賛成)により可決された。

①合計流量、増加流量、継続使用時間の各々に対して遮断機能が働くのか？

→監視している各々に対して遮断機能は働き、一定の判定値となることで遮断が行われる。  
また、追加機能も同様に合計流量、増加流量、継続使用時間の各々に対して働くものである。

②ガス流量の波形の認識は何により行われるのか？

→マイコンメーターに組み込まれているロジックにより認識が行われるが、マイコンメーターE型はS型等従来のメーターより細かい流量の素早い検出が可能であることから、E型におけるガス器具の認識機能として確立されたものである。また、ガス器具には、点火時や点火以降のガス流量変化の波形にパターンがあり、その特徴を同ロジックで総合的に判断して識別することとなる。

③いわゆる不要遮断の減少は当該機能を追加したマイコンメーターE型に見込まれるものか？

→当該機能はE型の特性を活用しており、現時点ではE型以外のマイコンメーターへの同機

能の搭載は難しいことから、同機能を追加したマイコンメーターE 型の設置と対応して減少する見込みである。

④基準文中における「消費パターン」とはどのようなものを表しているか？

→マイコンメーター設置先におけるガスの消費状況について「消費パターン」と表している。

⑤マイコンメーターの学習機能が学習に必要とする期間はどれくらいであるか？

→通常、初期学習で2週間、再学習で1週間程を要するとされている。

## 8. 液化石油ガス屋内用ガス栓用ゴムキャップ基準(KHKS0712)の改正について

事務局より資料 5-1 及び資料 5-2 を用いて、液化石油ガス屋内用ガス栓用ゴムキャップ基準(KHKS0712)の改正についての説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員5名全員の賛成)により可決された。

①ゴムキャップの装着は強制的なものであるか？

→法令による装着義務はないが、販売事業者等により、消費設備調査時等に保安上の観点から、未使用ガス栓に対する積極的なゴムキャップの装着がなされている。

②コンセント型のゴムキャップは、ガス栓の山谷となっている箇所(管の谷部分)の寸法をゴムキャップの内径の寸法としてもよいのではないか？

→シール部による気密保持を前提に、シール部が様々となり得ることや装着のし易さを踏まえた寸法とした。

③ゴムキャップの名称をガス栓キャップとしてもよいのではないか？

→当該基準においては、ゴムを素材とするキャップを規定していることからゴムキャップとしている。

## 9. 調整器基準(KHKS0735)の改正について

事務局より資料6-1及び資料6-2を用いて、調整器基準(KHKS0735)の改正についての説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員5名全員の賛成)により可決された。

①異常臭気対応型調整器に係る基準について、10 kg/h 以下とする限定を撤廃し、適用拡大することに伴い、どのような影響があるか？

→現在、10 kg/h 超の異常臭気対応型調整器は、市場に流通しており一定の実績があること、また(一社)日本エルピーガス供給機器工業会により安全上の問題がないことが確認さ

れていることから、基準からの限定撤廃に伴う影響は考えにくい。

②基準の適用範囲において LP ガスという用語があるが、液化石油ガスとしてよいのではないか？

→問題がないかを確認した上で、液化石油ガスに修正する。

#### 10. 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース基準(KHKS0736)の改正について

事務局より資料 7-1 及び資料 7-2 を用いて、液化石油ガス用継手金具付高圧ホース基準(KHKS0736)の改正についての説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員5名全員の賛成)により可決された。

①基準中に大規模地震等に発生する容器転倒という記述があるが、大規模地震以外にはどのようなものがあるか？

→洪水や人的なミスによる転倒が想定される。

#### 11. その他

本日の審議の結果、修正が必要となった箇所については、事務局において修正を行うこととし、その後は必要に応じて主査の確認を得て進めることとなった。

また、審議した規格の改正案については、平成 27 年 3 月 26 日に開催予定の液化石油ガス規格委員会に上申することが確認された。

分科会の審議資料の公開状況について事務局より説明があった後に、今後の資料公開に係る対応については事務局に一任された。

以上